

取扱職種の範囲等の明示書

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、下記の項目を明示します。
新明和商事株式会社 許可番号（28 - コ - 300021）

◆取扱職種・地域の範囲等

当事業所の取扱業務範囲は、職業安定法に定められた港湾運送業務と建設業務を除く全職種とし、取扱地域は日本国内です。

◆手数料に関する事項

求職者向けに提供するサービスは全て無料です。
求人者から徴収する手数料については、下記の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の上限額
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件明示書等に記載される額）の30%
求人者の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件明示書等に記載される額）の30%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 300,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件明示書等に記載される額）の50%

※当該手数料には消費税は含まれていません。

※手数料負担者は求人者とします。

◆求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱いは、当該事業所の紹介責任者となります。
求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りです。

◆個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、各事業所の紹介責任者となります。当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。当該職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものと致します。

◆苦情処理について

求職者又は求人者から苦情の申し出があった場合には、職業安定機関と連携を図りつつ、迅速かつ適切に誠意をもって対応いたします。

【苦情申出先:職業紹介責任者 竹田 信吾（連絡先：0798-65-1115）】